平成２２年（再ロ）第１０１７９号
東京都世田谷区赤堤５―11―５―104
再生債務者　鳥井　　浩
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月28日から平成23年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０６号
大阪府高槻市下田部町１丁目４番20号
再生債務者　井上　英宣
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月17日から平成23年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１４号
広島県東広島市黒瀬町小多田101番地21
再生債務者　岩佐　康邦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月21日から平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第２８号
横浜市金沢区西柴２丁目28番15号
再生債務者　徳山　大毅
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年３月１日から平成23年３月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００１０号
長崎県長崎市大浦町４番20―206号
再生債務者　竹本　重徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月２日まで平成23年１月17日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６号
宮城県石巻市渡波字念仏壇47番地５
再生債務者　三浦　勇治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月８日まで平成23年１月18日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２２年（再ロ）第９６号
大阪府守口市佐太東町２丁目４番８号
再生債務者　久本　大助
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで平成23年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号
長野県大町市常盤6918番地14
再生債務者　芝波田幸代
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月15日まで平成23年１月18日　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（再ロ）第５号
広島県世羅郡世羅町大字寺町2135番地４
再生債務者　向井千恵美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月15日まで平成23年１月18日　広島地方裁判所尾道支部

平成２２年（再ロ）第５号
沖縄県沖縄市登川２丁目32番12号　コーポラスＫＩＮＡ３―Ｅ号室
再生債務者　田島　　淳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月15日まで平成23年１月18日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（再ロ）第１号
秋田県能代市字大瀬儘下45番地24
再生債務者　桐越　欽章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月16日まで平成23年１月17日　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（再ロ）第３号
島根県浜田市内田町356番地７
再生債務者　内田　朝美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月18日まで平成23年１月17日　松江地方裁判所浜田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１０４号
東京都小金井市梶野町２―９―３―102
再生債務者　松浦　裕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４号
川崎市高津区千年813番地１　ライオンズマンション武蔵新城中央公園406
再生債務者　嶋林　とく
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第３号
相模原市南区下溝1481番地５
再生債務者　岡田　武志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再ロ）第３１号
仙台市青葉区千代田町２番９号
再生債務者　黒澤ゆうこ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
仙台地方裁判所第４民事部

会社公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十四日
掲載頁　八十六頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月十五日
掲載頁　一一二頁（号外第一九六号）
平成二十三年一月二十六日
東京都中央区日本橋馬喰町二丁目一番一号
（甲）株式会社清建社
代表取締役　菊池　　勉
東京都中央区日本橋馬喰町二丁目一番一号
（乙）セイケンビルサービス株式会社
代表取締役　菊池　　勉